

第 1 3 8 5 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…4
 甲府市子ども・子育て支援法施行細則…5
 甲府市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則…6
 甲府市高齢者医療費助成金支給条例施行規則を廃止する規則…10

[告 示]

差押調書（謄本）公示送達…11
 入札告示…12
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告…15
 国民健康保険料督促状公示送達…16
 参加差押通知書公示送達…17
 担保権設定等財産の参加差押通知書公示送達…18
 法人市民税督促状公示送達…19
 行旅死亡人の告示…20
 甲府市鳥獣被害防止計画の変更告示…21
 国民健康保険料納入通知書公示送達…22

開発行為に関する工事の完了公告…23
 入札告示…24
 農業振興地域整備計画の変更公告…27
 介護保険被保険者証無効告示…28
 国民健康保険被保険者証無効告示…29
 入札告示…30
 平成26年度補正予算の公表…32
 道路区域の変更告示…33
 介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達（2件）…34
 開発行為に関する工事の完了公告（3件）…36
 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示…39
 予防接種実施公告…40
 配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達（2件）…42
 開発行為に関する工事の完了公告…44
 介護保険料督促状公示送達…45
 開発行為に関する工事の完了公告…46

入札告示（3件）	47
国民健康保険料督促状公示送達	60
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	61
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	62
山梨県知事選挙におけるポスター掲示場設置の告示	63
山梨県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任告示	64
山梨県知事選挙における開票の日時及び場所を定める告示	65
山梨県知事選挙において公職選挙法第175条の規定によるくじを行う日時及び場所を定める告示	66
山梨県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定める告示	67
山梨県知事選挙における不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を定める告示	68
山梨県知事選挙における期日前投票所を定める告示	69
山梨県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	70
山梨県知事選挙における時間を繰り上げて期日前投票所を閉じる施設等の告示	71
選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	72
在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	73
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	74
甲府市長選挙におけるポスター掲示場設置の告示	75

甲府市長選挙における選挙長及びその職務代理者の選任告示	76
甲府市長選挙における選挙会の日時及び場所を定める告示	77
甲府市長選挙における開票事務会場等を定める告示	78
甲府市長選挙における候補者一人について選挙運動に関する支出金額の制限を定める告示	79
甲府市長選挙における投票用紙を定める告示	80
甲府市長選挙における不在者投票用封筒の刷込み告示	81
甲府市長選挙における不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を定める告示	82
山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票所を定める告示	83
山梨県知事選挙及び甲府市長選挙において時間を繰り上げて投票所を閉じる投票区の告示	84
山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票管理者及び職務代理者選任の告示	85
甲府市長選挙における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	86
甲府市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	87
甲府市長選挙における期日前投票所を定める告示	88
甲府市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	89
甲府市長選挙における時間を繰り上げて期日前投票所を閉じる施設等の告示	90
甲府市長選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示場に掲示する旨の告示	91
甲府市選挙管理委員会告示第66号の一部を変更する告示	92
甲府市長選挙において当選した者の告示	93

[農業委員会]	
甲府市農業委員会 1 月定例総会招集公告	94
[上下水道局]	
指定給水装置工事事業者の指定告示	95
入札告示 (3 件)	96
[甲府市災害対策本部]	
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	103
甲府市災害非常参集規程の一部を改正する規程	106
[甲府市地震災害警戒本部]	
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	108
[任免辞令]	
市長事務部局	110

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年1月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第1号

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例（平成26年9月条例第29号）の施行期日は、平成27年4月1日とする。

甲府市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。

平成27年1月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第2号

甲府市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働時間の下限)

第2条 府令第1条第1号の規定により市が定める時間は、48時間とする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

甲府市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年1月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第3号

甲府市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告に要する添付書類)

第2条 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が行った法第7条の規定による報告に係る建築物の耐震診断の内容が記載された書類であつて、当該耐震診断が法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものであることにつき指定評価者（建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有する者として山梨県知事が指定する者をいう。以下同じ。）から証明を受けたものとする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請に要する添付書類)

第3条 省令第28条第2項に規定する規則で定める書類は、法第17条第1項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることにつき指定評価者が証明した書類とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に要する添付書類)

第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が法第5条第3項第1号に規定する耐震関係

規定に適合していることにつき建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が耐震関係規定適合証明書（第1号様式）により証明した書類とする。

2 省令第33条第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める書類は、法第22条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることにつき指定評価者が証明した書類とする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に要する添付書類）

第5条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、法第25条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことにつき指定評価者が証明した書類とする。

（指定評価者が耐震診断に関与した場合）

第6条 指定評価者は、法第7条の規定による報告又は法第17条第1項、第22条第1項若しくは第25条第1項の規定による認定の申請に係る建築物の耐震診断に関与したときは、当該建築物について、第2条から前条まで（第4条第1項を除く。）に規定する証明をすることができない。

（公表）

第7条 市長は、指定評価者の名称及び主たる事務所の所在地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第2条及び第6条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に耐震診断を行う建築物について適用する。

（要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果を証するものとして規則で定める書類等）

3 省令附則第3条において準用する省令第5条第4項の規則で定める書類は、同条第1項各号のいずれかに掲げる者が行った法附則第3条第1項の規定による報

告に係る建築物の耐震診断の内容が記載された書類であって、当該耐震診断が法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものであることにつき指定評価者から証明を受けたものとする。

4 指定評価者は、法附則第3条第1項の規定による報告に係る建築物の耐震診断に関与したときは、当該建築物について、前項に規定する証明をすることができない。

5 前2項の規定は、施行日以後に耐震診断を行う建築物について適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）
甲 府 市 長

証明者

事務所の名称、所在地及び登録番号

氏名

印

建築士登録番号

電話番号

耐震関係規定適合証明書

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項の規定による認定の申請に係る次の建築物が同法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定に適合していることを証明します。

対象建築物に関する事項	1 建築物の名称	
	2 所在地	甲府市
	3 所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	4 用途	
	5 階数	地上 階、地下 階、塔屋 階
	6 構造	造
	7 延べ床面積	m ² （うち特定用途部分の床面積合計 m ² ）
	8 確認済証番号年月日	第 号 年 月 日
	9 検査済証番号年月日	第 号 年 月 日
備考		受付欄

注 8及び9については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条第1項第2号に該当する場合に限り記載すること。

甲府市高齢者医療費助成金支給条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年1月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第4号

甲府市高齢者医療費助成金支給条例施行規則を廃止する規則

甲府市高齢者医療費助成金支給条例施行規則（平成12年9月規則第42号）
は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

告示

甲府市告示第1号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本） | 税発第4059号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年1月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 市場委託 第9号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市地方卸売市場樹木伐採・抜根業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成27年3月27日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所等を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年1月5日（月）～平成27年1月13日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日は除く。)

午前8時30分～午後5時15分

- (2) 配付場所 甲府市産業部市場経営室経営管理課
甲府市国母六丁目5番1号(市場管理事務所1階)
電話番号055-228-1745
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りではない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年1月5日(月)～平成27年1月13日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日は除く。)
午前8時30分～午後5時15分
- イ 場所 甲府市産業部市場経営室経営管理課
甲府市国母六丁目5番1号(市場管理事務所1階)
電話番号055-228-1745

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年1月22日(木) 午前10時30分

(2) 場 所 市場管理事務所2階会議室

甲府市国母六丁目5番1号

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

5 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成27年1月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第4号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成26年度国民健康保険料第2期分督促状
平成26年度国民健康保険料第3期分督促状
平成26年度国民健康保険料第4期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第5号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 参加差押通知書 税発第4133号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第6号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 書類名 | 担保権設定等財産の参加差押通知書 税発第4133号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第7号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名 | 平成26年度法人市民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市高町85番地小田切昭由方南方300メートルの山林内で発見された行旅死亡人について、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第9条の規定により告示する。

平成27年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 本籍、住所、氏名 | 不詳 |
| 2 | 年齢、性別 | 60歳以上、男性 |
| 3 | 特徴 | 不詳 |
| 4 | 着衣、所持品 | 紺色カッパ、白色長袖Tシャツ、白色半袖Tシャツ、黒色半袖Tシャツ、ジーンズ、トランクスパンツ（赤色）、靴下、運動靴、手袋、緑色ハンカチ、リュックサック、財布、（現金4,503円在中）、電気カミソリ、菓子の空袋、キーホルダー、腕時計（ROLEXと表記、模造品）、ハンカチ、ティッシュペーパー、使い捨てライター、テレホンカード5枚 |
| 5 | 死亡日時 | 平成23年11月頃から24年5月頃までの間と推定 |
| 6 | 死亡場所 | 甲府市高町85番地小田切昭由方南方300メートルの山林内 |
| 7 | 死因 | 不詳 |
| 8 | 処置 | 平成26年12月25日甲府市斎場にて火葬に付した |

甲府市告示第9号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により定めた甲府市鳥獣被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したので、同条第9項において準用する同条第8項の規定により公告する。

平成27年1月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
甲府市	ハクビシン

甲府市告示第10号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成26年12月1日 |
| 3 | 項目 | 平成26年度国民健康保険料6期～9期分 |
| 4 | 納期限 | 平成27年1月5日
(納期限を平成27年2月2日に再指定)
平成27年2月2日 平成27年3月2日
平成27年3月31日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（15件） |

甲府市告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字深田565番6
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宝一丁目32番21号
宝待機宿舎B-16
武藤 光一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年1月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第3297号 |
| (2) 物件名 | 小学校新1年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年1月13日（火）～平成27年1月26日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成27年1月13日(火)～平成27年1月26日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年2月6日(金) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及びその変更理由書を次により縦覧に供する。

平成27年1月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 平成27年1月14日

至 平成27年2月12日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む）は、農業振興地域整備計画の案について、平成27年2月12日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

甲府農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成27年2月12日の翌日から起算して15日以内である平成27年2月27日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第14号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成27年1月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第15号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成27年1月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年1月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 341号		
工事名	(仮称) 地域振興複合施設等整備事業に伴うⅡ期外構舗装工事		
工事場所	甲府市下曾根町1070番地3		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装 2,751.0㎡ ・白線引き 322.0m ・ガードレール設置 19.0m ・コンクリート車止め設置 26.0カ所 ・コンクリート縁石設置 15.0m ・舗装版切断・運搬処理 11.7㎡ ・他一式
	2	工期	平成27年3月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,729,360円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年1月15日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年1月26日
	3	申請書受付開始日	平成27年1月15日

	4	申請書受付締切日	平成27年1月26日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年1月30日
	6	設計図書配付開始日	平成27年1月15日
	7	設計図書配付締切日	平成27年2月2日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年1月15日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年2月2日
	10	入札及び開札日時	平成27年2月10日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年2月5日 午後5時まで
	2	回答	平成27年2月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第17号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成26年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

平成27年1月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成26年度甲府市一般会計補正予算（第9号）

甲府市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年1月29日まで一般の縦覧に供する。

平成27年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2228
- 3 路線名 下曾根2228号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下曾根町字花立2767番6地先から 甲府市下曾根町字花立2789番1地先まで	3.6～ 10.1	152.2
新	甲府市下曾根町字花立2767番6地先から 甲府市下曾根町字花立2789番1地先まで	6.0～ 14.7	152.2

甲府市告示第19号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料納入通知書・更正通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成26年7月14日
平成26年8月11日
平成26年9月11日 |
| 3 | 項目 | 平成26年度介護保険料納入通知書・更正通知書 |
| 4 | 納付方法 | 年金からの特別徴収による |
| 5 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 6 | 保管場所 | 甲府市福祉部長寿支援室介護保険課 |

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料納入通知書・更正通知書 | |
| 2 | 発送日 | 平成26年7月14日
平成26年8月11日
平成26年9月11日 | |
| 3 | 項目 | 平成26年度介護保険料1～9期分 | |
| 4 | 納期限 | 平成26年7月31日 | 平成26年9月1日 |
| | | 平成26年9月30日 | 平成26年10月31日 |
| | | 平成26年12月1日 | 平成27年1月5日 |
| | | 平成27年2月2日 | 平成27年3月2日 |
| | | 平成27年3月31日 | |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部長寿支援室介護保険課
窓口センター | |
| 6 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり | |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉部長寿支援室介護保険課 | |

甲府市告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社1012番1、1013番1及び1022番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字深田571番4の一部、571番5、583番7、588番1から588番5まで及び589番1から589番7まで
以上15筆及び水・道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町11番地1
有限会社明和ホーム
代表取締役 依 田 由 紀 夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市砂田町946番6から946番19まで及び975番3から975番7
まで
以上19筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市善光寺一丁目6番6号
国土開発興業株式会社
代表取締役 水 谷 勝 歳

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成27年1月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 えがお 甲府市城東三丁目 13番8号	相談支援事業所 すみか 甲府市城東三丁目 13番8号	平成27 年2月1 日	指定計画 相談支援	特定なし	1930101488
株式会社 ケアリンク 中巨摩郡昭和町 紙漉阿原2679 番地7	サポートセンター きずな 甲府市岩窪町 207番地1	平成27 年2月1 日	指定計画 相談支援	特定なし	1930101512

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 えがお 甲府市城東三丁目 13番8号	相談支援事業所 すみか 甲府市城東三丁目 13番8号	平成27 年2月1 日	指定障害児 相談支援	特定なし	1970101505
株式会社 ケアリンク 中巨摩郡昭和町 紙漉阿原2679 番地7	サポートセンター きずな 甲府市岩窪町 207番地1	平成27 年2月1 日	指定障害児 相談支援	特定なし	1970101521

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成27年1月21日

甲府市長 宮島雅展

1 実施内容（平成27年2月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
水痘	初回	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	
	追加		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		

	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※1	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子		
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） 		高齢者インフルエンザ指定医療機関
高齢者 肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳及び101歳以上となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） 		高齢者肺炎球菌指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

甲府市告示第26号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第4378号 |
| | | 充当通知書 | 税発第4379号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第27号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類 | 配当計算書（謄本） | 税発第4614号 |
| | | 充当通知書 | 税発第4615号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市落合町字中瀬274番3及び277番1から277番11まで
以上12筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び消防施設
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上小河原町1050番地
有限会社スミ新建材
代表取締役 伊藤 正敏

甲府市告示第29号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成26年度介護保険料過年度第5期分督促状
平成26年度介護保険料第2期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字三ツ又1020番1及び1020番8
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市増坪町440番地3-301
猪股 良之
猪股 香菜

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年1月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第3748号 |
| (2) 物件名 | 玉諸悠遊館会議用机・椅子等 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品・測量機」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年1月27日（火）～平成27年2月9日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年1月27日(火)～平成27年2月9日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年2月18日(水) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型指名競争入札実施要綱（平成17年4月1日総第1号）第5の規定に基づき、次の1件について入札公告を行う。

平成27年1月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- (1) ア 入札番号 (環) 第51号
 イ 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
 (西・南ブロック)
 ウ 施行場所 甲府市内一円
 エ 履行期間 平成28年3月31日まで
 オ 業務概要 指定ごみ袋及びごみ処理券の作製・保管・配送

種 別	種 類	計画枚数 (単位: 枚)		備考	
		平成27年度	計		
燃えるごみ袋	100 (小)	164,100	164,100		
	200 (中)	970,000	970,000		
	広告あり	450 (大)	2,000,000	4,993,500	備考1
	広告なし		2,993,500		
燃えないごみ袋	450 (大)	359,500	359,500		
ごみ処理券	シール券 75×140mm	163,200	163,200		

* 詳細については、仕様書による。

備考1 燃えるごみ袋450 (大) には広告枠があり、広告が入る予定である。

2 競争入札参加資格

平成27・28年度における甲府市物品供給競争入札参加資格の認定予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
 (2) 甲府市仕様書の定める指定袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
 (3) 入札日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から、この公告の日までの期間が2年を経過していること。

- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給 (入札等)

制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法

- (1) 配付期間 平成27年1月28日（水）～平成27年2月6日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）
- (2) 配付時間 午前9時～午後5時
- (3) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
（甲府市環境センター管理棟1階）
甲府市上町601番地4
電話055-241-4311
- (4) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページから情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札参加申請書等の提出

入札参加を希望する者は、次の書類を受付期間内に環境部環境総室総務課まで直接持参すること。

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書 1部
- (2) 入札参加申請資料 各1部
 - ア 指定ごみ袋・ごみ処理券の作製工場の名称・所在地・作製能力・ごみ袋納入実績等（任意様式）
 - イ 調達の場合は、調達先からの作製履行確約書（任意様式・外国語で記載されている場合は日本語への翻訳も併せて提出）
 - ウ 保管・配送計画（任意様式）
（保管場所の明記、車両及び人員等の配送体制など）
 - エ 地域への貢献状況等

※指定の書式（公募型指名競争入札参加申請書、地域への貢献状況等）は甲府市ホームページ／事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型）からダウンロードできます。

- (3) その他
 - ア 申請書及び資料の受付期間の日を過ぎての提出は受け付けない。

イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 受付済みの申請書及び資料は、返却しない。

5 入札参加申請書等の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 平成27年1月28日(水)～平成27年2月6日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

(2) 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 受付場所 甲府市環境部環境総室総務課

6 仕様書の配付等

(1) 配付期間 平成27年1月28日(水)～平成27年2月6日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

(2) 配付時間 午前9時～午後5時

(3) 配付場所 環境部廃棄物対策室減量課
(甲府市環境センター管理棟1階)
甲府市上町601番地4
電話055-241-4327

(4) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。

(5) 回収 仕様書は回収するため、入札に参加するものは入札日当日に、それ以外のものは入札日前日までに、環境部環境総室総務課に返却すること。

7 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年2月26日(木) 午前9時00分

(2) 場所 甲府市環境センター3階「大会議室」
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

8 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関する説明会は行わない。

(2) 仕様書に関する質問等がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

ア 受付期間 平成27年1月28日(水)～平成27年2月10日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

イ 受付時間 午前9時～午後5時

ウ 回答期限 平成27年2月13日(金)
(回答は、甲府市ホームページ/事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型)に随時掲載する)

9 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加希望者の中から指名業者を「公募型指名競争入札実施要綱」及び「甲府市公募型指名競争入札における業者選定要領」に準じて選定し、指名・非指名の別を平成27年2月16日(月)付けで郵送により通知する。

なお、指名業者の事前公表は行わない。

(2) 非指名通知を受けた者は、その理由について説明を求めることがで

きる。その場合には、平成27年2月20日（金）午後5時までに、書面により環境部環境総室総務課へ直接持参すること。

(3) 理由の説明は、平成27年2月24日（火）付けで郵送により回答する。

10 入札に関する注意事項

(1) 電送及び郵送による入札は認めない。

(2) 代理人が入札するときは、事前に委任状を提出すること。

(3) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札公告9の通知書の写しを提出すること。

(4) 入札は、事前に配付した甲府市所定の入札書及び内訳書により入札し、《税抜価格》を記載すること。

(5) 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認ができないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は、すべて無効とする。

(6) 入札は2回までとし、入札書は封筒に入れて提出すること。

(7) 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 当該入札対象業務（入札番号（環）第51号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（西・南ブロック）」）の落札者（協議により契約に至った者を含む）は、入札番号（環）第52号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（東・北・中央ブロック）」の入札に参加できない。

11 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

12 契約

契約は、指定ごみ袋等の1枚あたりの単価契約とする。

契約単価は、落札時に入札書と併せて提出された入札内訳書の単価（小数点第2位まで）をもってする。

13 その他

(1) 対象業務の入札については、申請書及び申請資料を提出した者の中から入札参加者を指名することとなるので、申請書類等の提出があっても指名されとは限らない。

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は

免除する。

(3) 入札保証金：免除

(4) 契約保証人

契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。

(5) 申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」により、指名停止を行う場合がある。

1.4 問い合わせ先

甲府市環境部環境総室総務課（甲府市環境センター管理棟1階）

〒400-0831 甲府市上町601番地4

電話055-241-4311

公募型指名競争入札実施要綱（平成17年4月1日総第1号）第5の規定に基づき、次の1件について入札公告を行う。

平成27年1月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- (1) ア 入札番号 (環) 第52号
- イ 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(東・北・中央ブロック)
- ウ 施行場所 甲府市内一円
- エ 履行期間 平成28年3月31日まで
- オ 業務概要 指定ごみ袋及びごみ処理券の作製・保管・配送

種 別	種 類	計画枚数 (単位: 枚)		備考	
		平成27年度	計		
燃えるごみ袋	100 (小)	188,400	188,400		
	200 (中)	1,228,500	1,228,500		
	広告あり	450 (大)	2,000,000	4,339,500	備考1
	広告なし		2,339,500		
燃えないごみ袋	450 (大)	295,000	295,000		
ごみ処理券	シール券 75×140mm	147,800	147,800		

* 詳細については、仕様書による。

備考1 燃えるごみ袋450 (大) には広告枠があり、広告が入る予定である。

2 競争入札参加資格

平成27・28年度における甲府市物品供給競争入札参加資格の認定予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 甲府市仕様書の定める指定袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 入札日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から、この公告の日までの期間が2年を経過していること。

- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給 (入札等)

制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法

- (1) 配付期間 平成27年1月28日（水）～平成27年2月6日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）
- (2) 配付時間 午前9時～午後5時
- (3) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
（甲府市環境センター管理棟1階）
甲府市上町601番地4
電話055-241-4311
- (4) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページから情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札参加申請書等の提出

入札参加を希望する者は、次の書類を受付期間内に環境部環境総室総務課まで直接持参すること。

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書 1部
- (2) 入札参加申請資料 各1部
 - ア 指定ごみ袋・ごみ処理券の作製工場の名称・所在地・作製能力・ごみ袋納入実績等（任意様式）
 - イ 調達の場合は、調達先からの作製履行確約書（任意様式・外国語で記載されている場合は日本語への翻訳も併せて提出）
 - ウ 保管・配送計画（任意様式）
（保管場所の明記、車両及び人員等の配送体制など）
 - エ 地域への貢献状況等

※指定の書式（公募型指名競争入札参加申請書、地域への貢献状況等）は甲府市ホームページ／事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型）からダウンロードできます。

- (3) その他
 - ア 申請書及び資料の受付期間の日を過ぎての提出は受け付けない。

イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 受付済みの申請書及び資料は、返却しない。

5 入札参加申請書等の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 平成27年1月28日(水)～平成27年2月6日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

(2) 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 受付場所 甲府市環境部環境総室総務課

6 仕様書の配付等

(1) 配付期間 平成27年1月28日(水)～平成27年2月6日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

(2) 配付時間 午前9時～午後5時

(3) 配付場所 環境部廃棄物対策室減量課

(甲府市環境センター管理棟1階)

甲府市上町601番地4

電話055-241-4327

(4) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。

(5) 回収 仕様書は回収するため、入札に参加するものは入札日当日に、それ以外のものは入札日前日までに、環境部環境総室総務課に返却すること。

7 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年2月26日(木) 午前10時30分

(2) 場所 甲府市環境センター3階「大会議室」

甲府市上町601番地4

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

8 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関する説明会は行わない。

(2) 仕様書に関する質問等がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

ア 受付期間 平成27年1月28日(水)～平成27年2月10日(火)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く)

イ 受付時間 午前9時～午後5時

ウ 回答期限 平成27年2月13日(金)

(回答は、甲府市ホームページ／事業者向け情報／入札・契約／入札情報(その他・公募型)に随時掲載する)

9 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加希望者の中から指名業者を「公募型指名競争入札実施要綱」及び「甲府市公募型指名競争入札における業者選定要領」に準じて選定し、指名・非指名の別を平成27年2月16日(月)付けで郵送により通知する。

なお、指名業者の事前公表は行わない。

(2) 非指名通知を受けた者は、その理由について説明を求めることがで

きる。その場合には、平成27年2月20日（金）午後5時までに、書面により環境部環境総室総務課へ直接持参すること。

(3) 理由の説明は、平成27年2月24日（火）付けで郵送により回答する。

10 入札に関する注意事項

(1) 電送及び郵送による入札は認めない。

(2) 代理人が入札するときは、事前に委任状を提出すること。

(3) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札公告9の通知書の写しを提出すること。

(4) 入札は、事前に配付した甲府市所定の入札書及び内訳書により入札し、《税抜価格》を記載すること。

(5) 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認ができないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は、すべて無効とする。

(6) 入札は2回までとし、入札書は封筒に入れて提出すること。

(7) 甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札番号（環）第51号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（西・南ブロック）」の落札者（協議により契約に至った者を含む）は、当該入札対象業務（（環）第52号「甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（東・北・中央ブロック）」の入札に参加できない。

11 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

12 契約

契約は、指定ごみ袋等の1枚あたりの単価契約とする。

契約単価は、落札時に入札書と併せて提出された入札内訳書の単価（小数点第2位まで）をもってする。

13 その他

(1) 対象業務の入札については、申請書及び申請資料を提出した者の中から入札参加者を指名することとなるので、申請書類等の提出があっても指名されとは限らない。

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場

合は免除する。

(3) 入札保証金：免除

(4) 契約保証人

契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。

(5) 申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」により、指名停止を行う場合がある。

1.4 問い合わせ先

甲府市環境部環境総室総務課（甲府市環境センター管理棟1階）

〒400-0831 甲府市上町601番地4

電話055-241-4311

甲府市告示第34号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年1月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成26年度国民健康保険料第4期分督促状
平成26年度国民健康保険料第5期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成27年1月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 あんしん 甲府市大里町 3884番地9	相談支援センター すてっぷ 甲府市大里町 3884番地9	平成27 年2月1 日	指定計画相 談支援	特定なし	1930101546

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 あんしん 甲府市大里町 3884番地9	相談支援センター すてっぷ 甲府市大里町 3884番地9	平成27 年2月1 日	指定障害児 相談支援	特定なし	1970101539

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第43号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成27年1月7日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 122人
2	1/3の数	52, 026人
3	1/6の数	26, 013人
4	選挙人名簿登録者数	156, 078人

甲府市選挙管理委員会告示第44号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

平成27年1月7日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第45号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

開票管理者		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
甲府市下飯田 1丁目1番15号	三井和子	甲府市伊勢 3丁目15番1号	志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第46号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙における開票の日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年1月25日（日） 午後9時
- 2 場 所 甲府市青沼3丁目5番44号 甲府市総合市民会館

甲府市選挙管理委員会告示第47号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年1月8日（木） 午後5時30分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第48号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙において、公職選挙法第62条第2項、第4項及び第5項の規定により、開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年1月22日（木） 午後5時10分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第49号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙において、不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を、次のとおり定める。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 不在者投票を行う場所
 - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室
 - ・ 甲府市青沼3丁目5番44号 甲府市総合市民会館1階多目的室
 - ・ 甲府市湯村3丁目5番20号 甲府市北部市民センター2階多目的集会室
 - ・ 甲府市長松寺町12番30号 甲府市西部市民センター1階会議室
 - ・ 甲府市下曾根町1070番地3 甲府市中道公民館会議室

- 2 不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所
 - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室

甲府市選挙管理委員会告示第50号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内1丁目18番1号	平成27年1月 9日から 平成27年1月24日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼3丁目5番44号	平成27年1月19日から 平成27年1月24日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村3丁目5番20号	平成27年1月22日から 平成27年1月24日まで
甲府市西部市民センター 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	平成27年1月22日から 平成27年1月24日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	平成27年1月22日から 平成27年1月24日まで

甲府市選挙管理委員会告示第51号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙の、次の期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

施設の名 称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
甲府市中道公民館	午前8時30分	午後5時

甲府市選挙管理委員会告示第53号

平成27年1月17日現在で新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成27年1月18日（日）
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第54号

平成27年1月17日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した文書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月8日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成27年1月18日（日）
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第55号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成27年1月17日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 121人
2	1/3の数	52, 013人
3	1/6の数	26, 007人
4	選挙人名簿登録者数	156, 037人

甲府市選挙管理委員会告示第56号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

平成27年1月17日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第57号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
甲府市山宮町 2751番地	今井 晃	甲府市上曾根町 233番地	土屋 明彦

甲府市選挙管理委員会告示第58号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年1月25日（日） 午後9時
- 2 場 所 甲府市青沼3丁目5番44号 甲府市総合市民会館

甲府市選挙管理委員会告示第59号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第60号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における公職選挙法第194条第1項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

1 甲府市長選挙 制限額 15,739,000円

甲府市選挙管理委員会告示第61号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における投票用紙を、次のとおり定める。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<small>ちゅうい</small> 注 意
	平成二十七年一月二十五日執行 甲府市長選挙投票 <small>甲府市選挙管理委員会之印</small>
	<small>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</small> <small>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>

備考

- 1 甲府市長選挙用の投票用紙の地色はクリーム色とし、黒インクで片面印刷とする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

甲府市選挙管理委員会告示第62号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における、不在者投票用封筒の甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第63号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙において、不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を、次のとおり定める。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 不在者投票を行う場所
 - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室
 - ・ 甲府市青沼3丁目5番44号 甲府市総合市民会館1階多目的室
 - ・ 甲府市湯村3丁目5番20号 甲府市北部市民センター2階多目的集会室
 - ・ 甲府市長松寺町12番30号 甲府市西部市民センター1階会議室
 - ・ 甲府市下曾根町1070番地3 甲府市中道公民館会議室

- 2 不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所
 - ・ 甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室

甲府市選挙管理委員会告示第64号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙及びこれと同時に行う甲府市長選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙及びこれと同時に行う甲府市長選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	マウントピア黒平	午前7時	午後6時
第62投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

甲府市選挙管理委員会告示第66号

平成27年1月25日執行の山梨県知事選挙及びこれと同時に行う甲府市長選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第67号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年1月18日（日） 午後5時30分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第68号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙において、甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第4条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 日 時 平成27年1月18日（日） 午後5時20分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第69号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内1丁目18番1号	平成27年1月19日から 平成27年1月24日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼3丁目5番44号	平成27年1月19日から 平成27年1月24日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村3丁目5番20号	平成27年1月22日から 平成27年1月24日まで
甲府市西部市民センター 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	平成27年1月22日から 平成27年1月24日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	平成27年1月22日から 平成27年1月24日まで

甲府市選挙管理委員会告示第70号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成27年1月25日執行の甲府市長選挙の、次の期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

施設の名 称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
甲府市中道公民館	午前8時30分	午後5時

甲府市選挙管理委員会告示第72号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における、公職選挙法第192条第1項の規定による、選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示板に掲示して行う。

平成27年1月18日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第73号

平成27年1月18日甲府市選挙管理委員会告示第66号の一部を、次のとおり改める。

平成27年1月25日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

投票区名	投票管理者		を
	住所	氏名	
第46投票区	山梨県甲府市大手2丁目3-23	有賀 研一	」
投票区名	投票管理者		に
	住所	氏名	
第46投票区	山梨県甲府市岩窪町320-6	保坂 諭	」、
投票区名	職務代理者		を
	住所	氏名	
第46投票区	山梨県甲府市岩窪町320-6	保坂 諭	」
投票区名	職務代理者		に
	住所	氏名	
第46投票区	山梨県甲府市武田3丁目3-3	此田 英樹	」

改める。

甲府市選挙管理委員会告示第74号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙において、当選人となった者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年1月26日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

住 所	氏 名
甲府市高畑二丁目7番6号	樋口 雄一

農業委員会

甲府市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会1月定例総会を、平成27年1月30日午後3時00分、ホテルクラウンパレス甲府において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成27年1月26日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 甲府市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について
- 2 農地法に基づく申請・届出等について
- 3 平成27年2月告示分農用地利用集積計画について
- 4 市長の権限に属する事務の一部を事務委任することについて

上下水道局

甲府市上下水道局告示第1号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成27年1月9日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 指定番号 | 第391号 |
| | 指定業者名 | うみの設備サービス |
| | 所在地 | 中巨摩郡昭和町清水新居520-8 |
| | 代表者 | 海野弘人 |
| 2 | 指定番号 | 第392号 |
| | 指定業者名 | 株式会社イースマイル |
| | 所在地 | 大阪府大阪市浪速区敷津東3-7-10 |
| | 代表者 | 島村禮孝 |
| 3 | 指定番号 | 第393号 |
| | 指定業者名 | 山梨品川燃料株式会社 |
| | 所在地 | 甲府市朝日一丁目1番16号 |
| | 代表者 | 伊奈毅弘 |

甲府市上下水道局告示第2号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年1月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130092号		
工事名	下水道管工事(26D-3)		
工事場所	甲府市北新一丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	<p>施工延長 L = 129.9m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩ビ管布設工(φ250) L = 123.9m ・人孔設置工(1号) N = 2箇所 ・人孔設置工(特1号) N = 3箇所 ・小口径汚水枘取付管取替工 N = 2箇所 ・人孔鉄蓋調整、取替工 N = 2箇所 ・既設管撤去工(φ250) L = 16.3m ・既設人孔撤去工 N = 2箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成27年6月30日まで
	3	予定価格(税込み)	19,245,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	<p>下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。</p> <p>元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>
	4	配置予定技術者の資格	<p>入札説明書に記載</p> <p>(本案件に対し、技術者の工事实績)</p>

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年1月15日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年1月26日
	3	申請書受付開始日	平成27年1月15日
	4	申請書受付締切日	平成27年1月26日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年1月30日
	6	設計図書配付開始日	平成27年1月15日
	7	設計図書配付締切日	平成27年2月2日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年1月15日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年2月2日
	10	入札及び開札日時	平成27年2月10日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年2月5日 午後5時まで
	2	回答	平成27年2月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第3号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年1月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130093号		
工事名	下水道改良工事（浸入水対策H26-3）		
工事場所	甲府市西田町地内外		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 759.9m 管更生工（φ250）L = 733.1m 取付管接合部更生工 ・φ100 n = 7箇所 ・φ150 n = 57箇所 ・φ200 n = 1箇所 柵上部調整・取替工 n = 8箇所 汚水柵取替工 n = 10箇所 小口径汚水柵取付管取替工 n = 27箇所 汚水柵取付管撤去工 n = 2箇所 付帯工 1式
	2	工期	平成27年7月31日まで
	3	予定価格 （税込み）	69,606,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績のある者又は下水道管工事で1件の工事請負額が5,000万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての

			実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年1月15日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年1月26日
	3	申請書受付開始日	平成27年1月15日
	4	申請書受付締切日	平成27年1月26日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年1月30日
	6	設計図書配付開始日	平成27年1月15日
	7	設計図書配付締切日	平成27年2月2日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年1月15日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年2月2日
	10	入札日時	平成27年2月10日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年2月16日
	12	開札日時	平成27年2月20日 午前9時
	13	落札者決定日	平成27年2月23日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年2月5日 午後5時まで
	2	回答	平成27年2月6日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年2月18日まで
	2	回答	平成27年2月19日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年2月19日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札	

	申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第4号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年1月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 140034号		
工事名	下水道管布設工事(特環中道・H26C-1)		
工事場所	甲府市上曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リブ付塩ビ管布設工(φ150mm) L=38.5m ・塩ビ管推進工(低耐荷力方式・圧入二工程式) (φ150mm) L=35.0m ・人孔設置工(1号) 3箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成27年6月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,606,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年1月15日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年1月26日

	3	申請書受付開始日	平成27年1月15日
	4	申請書受付締切日	平成27年1月26日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年1月30日
	6	設計図書配付開始日	平成27年1月15日
	7	設計図書配付締切日	平成27年2月2日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年1月15日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年2月2日
	10	入札及び開札日時	平成27年2月10日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年2月5日 午後5時まで
	2	回答	平成27年2月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月19日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 宮島雅展

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「非常災害に際して」を「本部の活動に関し」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とする。

第11条中「当該」を「別表第1に掲げる」に改め、同条を第13条とする。

第10条の見出し中「の配備態勢」を「等の体制」に改め、同条第1項を次のように改める。

相当規模の災害が発生したとき又は本部が設置されたときの体制は、第3配備態勢とする。

第10条第2項中「全員」を「全職員が」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（配備態勢時の活動）

第12条 各配備態勢時の活動は、次のとおりとする。

(1) 第1配備態勢時の活動

職員は、情報の収集に努め、情勢に対応する措置を行う。

各部長は、情勢又は連絡に即応して、随時所属職員に対し必要な指示を行う。

(2) 第2配備態勢時の活動

第1配備態勢下における活動を続けるほか、事態の推移に伴い本部を設置できる態勢をとる。

(3) 第3配備態勢時の活動

全職員は、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動を行う。

第9条を削り、第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（本部が設置されていないときの体制）

第10条 本部が設置されていないときの体制は、次のとおりとする。

(1) 準備体制

準備体制発令時は、第1配備態勢又は第2配備態勢とする。

(2) 初動体制

初動体制発令時は、第2配備態勢又は第3配備態勢とする。
第7条の次に次の1条を加える。

(本部事務局)

第8条 本部に、本部事務局を置く。

2 本部事務局の編成その他活動に必要な事項については、本部長が別に定める。

別表第1 危機管理部、危機管理室、防災班の項に次の5号を加える。

9 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援要請に関する事。

10 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関する事。

11 災害救助法の適用要請及び県との連絡に関する事。

12 災害救助費の経理に関する事。

13 被災者名簿に関する事。

別表第1 企画部の項中「、地域政策監及び議会事務局長」を「及び地域政策監」に改め、同表企画部、議会事務総室の項を削り、同表総務部の項中「総務部（総務部長）」を「総務部（総務部長）議会事務局長は、部長を補佐する。」に改め、同表総務部、総務総室、総務班の項中第4号から第6号までを削り、同表総務部、契約管財室、管財班の項第4号中「復旧」を「管理・復旧」に改める。

別表第1 総務部、市長室の項の次に次のように加える。

議会事務総室 (議会事務総室長)	議会総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する事。
	議事調査班 (議事調査課長)	2 部内各班への応援に関する事。

別表第1 市民部、市民協働室、市民対話班の項中「(災害救援)保険」を「補償制度」に、「相談業務」を「要望及び陳情の受付」に改め、同表税務部の項を次のように改める。

税務部 (税務部長)	税務総室 (税務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。
		市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。
		資産税班 (資産税課長)	2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
	収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。
滞納整理班 (滞納整理課長)		2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。	

別表第1 福祉部、福祉総室、総務班及び福祉計画班の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表福祉部、福祉総室、健康衛生班の項中「死体」を「遺体」に改め、同表福祉部、子ども家庭支援室、生活福祉班の項を次のように改める。

生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関する事。
-------------------	----------------

別表第1 産業部、農林振興室、農政班の項に次の1号を加える。

4 農業用施設等の被災証明書の交付に関する事。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市災害対策本部規程第2号

甲府市災害非常参集規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月19日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市災害非常参集規程の一部を改正する規程

甲府市災害非常参集規程（昭和39年8月災害対策本部規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(目的)」を付する。

第2条を次のように改める。

(参集の原則)

第2条 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡調整が必要と認められた場合、職員は勤務時間中のみならず勤務時間外又は休日においても、甲府市災害対策本部活動規程別表第2「災害時の配備基準」に基づき、直ちに所定の部署へ自主参集しなければならないものとする。

第4条を削る。

第3条に見出しとして「(非常参集から除外される者)」を付し、同条第2号中「において」を「が」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(参集困難な際の措置)

第3条 災害その他の事情により、所定の部署に到達できない場合は、指定避難所等、最寄りの本市機関等に参集し、その旨を所属長に報告するものとする。なお、職員又は家族が災害によって大きな被害を受けた場合にも、速やかに所属長に報告し、参集についての指示を受けるものとする。

第5条及び第6条を次のように改める。

(参集の指令及び伝達)

第5条 参集の指令は、各部長から所属職員に対して伝達する。なお、災害の状況等により伝達が困難な場合は、職員自ら情報を収集し各自状況を判断し、各部署に参集するものとする。

(伝達方法等)

第6条 各部長は、職員の非常参集が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ次のとおり所属職員への指令の伝達方法等を定めておかななければならない。

- (1) 動員計画
- (2) 伝達連絡図
- (3) 動員名簿
- (4) 個人動員表

第7条に見出しとして「(参集報告)」を付し、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(参集時の服装等)

第7条 参集時の服装は、途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。

2 参集時の携行品は、身分証、手袋、手ぬぐい、懐中電灯、筆記用具、若干の食料等、必要最小限のものを持参するものとし、職員は、平時より速やかに参集できるよう、必要な用具を一纏めにし、準備しておくものとする。

(参集途上の措置)

第8条 職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長等に報告する。

2 参集途上において、人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通知するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月19日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「日本通運株式会社甲府支店」を「日本通運株式会社山梨支店」に、「東京電力株式会社山梨支店甲府営業所」を「東京電力株式会社山梨支店甲府支社」に、「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ山梨支店」を「株式会社NTTドコモ山梨支店」に改め、「富士急山梨バス株式会社」の次に「一般社団法人山梨県トラック協会」を加え、「社団法人山梨県エルピーガス協会」を「一般社団法人山梨県エルピーガス協会」に、「日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会」を「一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会」に、「（社）甲府市医師会」を「一般社団法人甲府市医師会」に改める。

第11条中「非常に際して」を「本部の活動に関し」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（本部事務局）

第8条 本部に、本部事務局を置く。

2 本部事務局の編成その他活動に必要な事項については、本部長が別に定める。

別表第1 危機管理部、危機管理室、防災班の項に次の2号を加える。

9 自衛隊その他関係機関との連絡に関する事。

10 避難状況等県知事への報告並びに県本部との連絡に関する事。

別表第1 企画部の項中「、地域政策監及び議会事務局長」を「及び地域政策監」に改め、同表企画部、議会事務総室の項を削り、同表総務部の項中「総務部（総務部長）」を「総務部（総務部長）議会事務局長は、部長を補佐する。」に改め、同表総務部、総務総室、総務班の項中第4号及び第5号を削り、同表総務部、契約管財室、管財班の項に次の1号を加える。

4 庁舎設備の管理に関する事。

別表第1 総務部、市長室の項の次に次のように加える。

議会事務総室 (議会事務総室長)	議会総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する こと。
	議事調査班 (議事調査課長)	2 部内各班への応援に関するこ と。

別表第1 市民部、市民協働室、市民対話班の項第3号中「災害ボランティア」の次に「の支援」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)

菅 又 渉
技術職員に採用する
循環器内科医師を命ずる
市立甲府病院診療部医長を命ずる

中 込 ゆかり
技術職員に採用する
助産師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

五味 珠 美
技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

秋 山 真 希
技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上 発 令 日 平成 27 年 1 月 1 日

甲府市副市長 林 正 孝
退職を承認する

市立甲府病院	看護部	主任	田 邊 明 子
市立甲府病院	看護部	主任	宇 井 晶 子
市立甲府病院	看護部	主任	石 井 美 希
市立甲府病院	看護部	技師	清 水 崇 行

(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 27 年 1 月 31 日